

対象のリフォーム工事の実施で 5万円～最大60万円まで 補助が受けられます！

補助対象となるリフォーム工事一覧（必須工事あり）

リフォームの内容			補助額
必須の リフォーム工事 (いずれか1つ以上の工事が必須)	①開口部の断熱改修 ガラス交換／内窓設置／外窓交換／ドア交換		2,000円～32,000円／箇所 ※ガラス交換の場合は、1枚あたり。
	②外壁・屋根・天井又は床の断熱改修		18,000円～102,000円／戸
	③エコ住宅 設備の設置	太陽熱利用システム	24,000円／戸
		節水型トイレ	17,000円～19,000円／台
		高断熱浴槽	24,000円／戸
		高効率給湯機	24,000円／戸
		節湯水栓	5,000円／台
自由追加できる リフォーム工事 (①～③の工事と合わせて 行うことで補助対象)	④子育て対応 改修	家事負担軽減に資する住宅設備の設置 ビルトイン食器洗機 掃除しやすいレンジフード ビルトイン自動調理対応コンロ 浴室乾燥機 宅配ボックス	10,000円～20,000円／戸
		防犯性の向上に資する開口部の改修	17,000円～43,000円／箇所
		生活騒音への配慮に資する開口部の改修	2,000円～32,000円／箇所
		キッチンセットの交換を伴う対面化改修	86,000円／戸
	⑤耐震改修		150,000円／戸
	⑥バリアフリー改修 手すりの設置／段差解消／廊下幅等の拡張／ ホームエレベーターの新設／衝撃緩和畳の設置		5,000円～150,000円／戸
	⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		19,000円～24,000円／台
	⑧リフォーム瑕疵保険等への加入		7,000円／契約

※赤字で記載されたリフォーム工事については、事務局に登録された対象製品を使用した場合のみ補助対象となります。

補助額が5万円以上になると、補助対象となります！

● 補助金の申請方法 ●

申請手続き、補助金の受取と消費者への還元は『こどもみらい住宅事業者』が代行に行います。
※一般消費者の方が申請することはできません。

● こどもみらい住宅事業者とは ●

あなたがリフォームの契約を締結する事業者で、
予め本事業に参加の為、登録をした事業者（工事施工者）です。



ポイント！

相談する住宅事業者が、
こどもみらい住宅事業者かどうか、
事前に確認してみましょう。

※事業者の希望によりホームページ上に公表されていない場合もございます。
その場合は相談する事業者へ直接お問い合わせください。

ホームページより
事業者の検索が
できます



よくあるご質問

Q 対象となる期間は？

A リフォームの申請においては、以下の期間が対象となります。

工事請負契約	令和 3 年 11 月 26 日以降の締結
着工	契約する事業者がこどもみらい住宅事業者として登録以降
交付申請の予約	工事着工後～工事完了まで
交付申請	工事完了後に申請が可能



ポイント！

着工後、必要書類を提出することで
交付申請の予約が可能です。
3ヶ月間交付予定額を確保できます。

交付申請は遅くとも令和 4 年 10 月 31 日までです。ただし、**予算が上限に達すると、申請は締め切られます。**

※締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

※交付申請の予約は、遅くとも令和 4 年 9 月 30 日までです。

Q 補助金はどれくらいまでもらえますか？

A 原則、1 戸あたり 30 万円が上限となります。ただし、以下に該当すると上限が引き上げられます。
なお、補助額の合計が 5 万円以上になると補助対象となります。

子育て世帯※¹ または若者夫婦世帯※² の場合

既存住宅の購入※³ を
伴う場合

最大 **60 万円**

左記以外の場合

最大 **45 万円**

その他の世帯（法人含む）

安心 R 住宅である
既存住宅の購入※³ を
伴う場合

最大 **45 万円**

左記以外の場合

最大 **30 万円**

※¹ 子育て世帯とは、申請時点において、2003 年 4 月 2 日以降に出生した子を有する世帯

※² 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、いずれかが 1981 年 4 月 2 日以降に生まれた世帯

※³ リフォーム工事の工事請負契約の締結が、不動産売買契約の締結から 3 ヶ月以内である

Q 他の補助金との併用は可能ですか？

A 住宅（外構含む）のリフォーム工事を対象とする
国の他の補助制度との併用はできません。

併用できる制度（例）

- ・住宅ローン減税等の税制優遇
- ・被災者生活再建支援制度

Q 賃貸住宅のリフォームは対象となりますか？

A 賃貸住宅のリフォームも対象となります。こどもみらい住宅事業者と工事請負契約の締結および
共同事業実施規約の締結が必要です。

Q いくつかのリフォームを、複数の事業者で実施（分離発注）する場合は、対象になりますか？

A 対象となります。
分離発注によりリフォーム工事をおこなった場合、工事の発注を受けた施工業者のうちの一社が他の
事業者を代表して「こどもみらい住宅事業者」に登録し、補助金の還元、交付申請等の手続きを行います。



詳しくはこちら

詳細は、こどもみらい住宅事業者へご相談ください

こどもみらい住宅支援事業事務局

ナビダイヤル▶ **0570-033-522**

IP 電話等からのお問い合わせ先 **042-204-0994**

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日含む）
※通話料がかかります

詳細は、事務局ホームページを
ご確認ください。

こどもみらい住宅支援事業【公式】 検索

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

